

第24期 第1回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和2年7月30日

伊予市農業委員会

第24期

第1回定例農業委員会総会議事録

令和2年7月30（木）午後1時30分から、伊予市役所において第1回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	19名
農地利用最適化推進委員	21名
事務局	局長
	次長
	係長
	係長

議事日程

第1	議事録署名委員の指名	
第2	議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について	4件
	議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて	1件
	議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について	2件
	議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（編入）	4件
	議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（除外）	1件
第3	報告第1号 農地法第5条の規定に基づく届出について	3件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和2年第1回7月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

議席番号2番 ○○ ○○ 委員、5番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求めます。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

まず、先にお送りしております議案書、こちらで議案の内容を確認いただき、議案説明書と書かれている書類で、地元委員さんの説明が書かれていますので、この二つを確認しながら、聞いていただけたらと思います。

1番

譲渡人	松山市	○○	○○
譲受人	松山市	○○	○○
申請地	中山町栗田	畑	
申請理由	(譲渡人)	農作業従事・農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
譲受人の耕作面積	○○	㎡	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・栗・キウイフルーツ・季節野菜		

主な農機具の保有状況 トラクター・農作業用自動車・動噴・草刈機

労働力 常時3人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

第1号 効率的に営農すると認められない場合

第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合

第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合

第4号 農作業に常時従事すると認められない場合

第5号 耕作面積が取得面積を含めて30アールに満たない場合

第6号 また貸しするおそれがある場合

第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当していないため許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号1について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人 滋賀県 ○○ ○○

譲受人 松山市 ○○ ○○

申請地 双海町高岸 畑

地元委員の説明につきましては、議案説明書に記載しています。

以上です。

議長

番号2について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3に移りたいと思いますが、譲受人が〇〇委員でございますので、利害関係者になりますので、審議前に退室をお願いいたします。

<〇〇委員退室>

議長

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

3番

譲渡人 双海町上灘 〇〇 〇〇

譲受人 双海町上灘 〇〇 〇〇

申請地 双海町上灘 田 外3筆

地元委員の説明につきましては、議案説明書に記載しています。
以上です。

議長

番号3について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

<〇〇委員入室>

議長

続きまして、番号4につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

4番

譲渡人 上吾川 ○○ ○○

譲受人 上吾川 ○○ ○○

申請地 上吾川 田

地元委員の説明につきましては、議案説明書に記載しています。
以上です。

議長

番号4について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
番号4につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして、3ページをお開きください。

■議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて

議長

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

被相続人 下吾川 ○○ ○○

相続人 下吾川 ○○ ○○

申請農地 下吾川 田 外1筆

相続開始 令和○年○月○日

今回の申請農地については、提出された書類と農地の現況は不備がありませんでしたので、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長

議案第2号について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
議案第2号につきまして承認の方は挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第2号につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして、4ページをお開きください。

■議案第3号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第3号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり
愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号につきましても、議案説明書と申請地説明図に詳細は記載されていますが、
まずは、通常の総会と同じように、読み上げさせていただきます。

1番

譲渡人	森	〇〇	〇〇
	松山市	〇〇	〇〇
	東京都	〇〇	〇〇
譲受人	下三谷	〇〇株式会社	
		代表取締役	〇〇 〇〇
申請地	下三谷	田	外1筆
転用目的	きくらげ菌床培養ハウス、天日乾燥場ハウス きくらげ洗浄用ハウス		
権利の種類	所有権移転		

申請人である法人は、〇〇年〇〇月に設立され、農業生産法人としてキクラゲを菌床栽培し出荷するため、試験栽培等を行っていました。キクラゲ菌床栽培に目途が立ち、農地を借りて実証栽培を行うため、4筆の農地の借受けを〇〇年〇〇月の農業委員総会で承認を受け、13棟のビニールハウス内で、キクラゲ菌床栽培を行ってきました。現在収穫出荷体制の確立のため、菌床を自社で生産し、また、収穫したキクラゲを洗浄、天日干しする施設が必要になり業務に支障がおきています。そのため借りている農地の近隣で適地を選択した結果、農用地区域内農地である当該農地を選定し、下地がコンクリートである農業用生産ハウスを設置するため転用申請に至りました。

農用地区域内農地は原則転用不可になります。しかし、農業に資する施設などの指定用途に供する場合は、例外許可事由に該当していれば転用が許可される可能性があります。今回申請の施設は、農業用生産施設のため例外許可事由に該当し、転用申請が可能な案件になります。

申請地は、伊予市下三谷の〇〇の東側に接しており、農用地区域内農地と判断されません。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。地元委員の説明につきましては、議案説明書に記載されています。

以上です。

議長

番号1につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

2番

譲渡人 上吾川 〇〇 〇〇

譲受人 上吾川 〇〇 〇〇

申請地 上吾川 田

詳細については、議案説明書、申請地説明図に記載しています。

以上です。

議長

番号2につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、5ページをお開きください。

■議案第4号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第4号 伊予農業振興地域整備計画の変更について、農振農用地への編入の申出があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第4号につきましても、議案説明書に詳細は記載されていますが、まずは、通常の総会と同じように、読み上げさせていただきます。

事務局

1番

申出人	中山町中山	〇〇	〇〇
土地所有者	中山町中山	〇〇	〇〇
該当地番	中山町出渕	畑	
変更内容	農振農用地区域内農地への編入		

当該農地は栗を生産しており、今後も農用地として利用されるべき農地であると認められます。また、申出人は、中山間地域直接支払制度に係る集落協定農地に組み入れる予定であり、隣接する農用地にも影響はないため農用地区域内農地の編入は適当であると認められます。

続きまして

2番

申出人	下吾川	〇〇	〇〇
土地所有者	下吾川	〇〇	〇〇
該当地番	中山町出渕	畑	
変更内容	農振農用地区域内農地への編入		

3番

申出人	中山町出渕	〇〇	〇〇
土地所有者	中山町出渕	〇〇	〇〇
該当地番	中山町出渕	畑	外1筆

変更内容 農振農用地区域内農地への編入

4番

申出人 上吾川 ○○ ○○
土地所有者 上吾川 ○○ ○○
該当地番 中山町佐礼谷 畑
変更内容 農振農用地区域内農地への編入
以上です。

議長

議案第4号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

○○委員

中山間直接支払制度は中山町でも盛んに行われていまして、私の担当区域内でもぜひとも農振に編入させていただきたいと思います。周辺も青地農地である必要があるということですが、山林の中に一筆だけ農地があるのですが臨機応変に対応できますか。

事務局

農振農用地の担当は、農業振興課の担当になりますが、編入については状況に応じて、現場を見た上での回答になりますので、一筆だけの農地に対して編入ができる対応が可能なのか農振担当に後日確認いたします。また、中山間直接支払制度になりますと道路などの一連の関連性も関係がありますので、中山間担当、農振担当の両者と協議の上、編入申請をしていただけたらと思います。

○○委員

中山間直接支払制度は5期目になりますが、すでに事業をスタートしていますが、途中から加わって、補助金をいただくことはできますか。

事務局

申請されてから、許可が出た時点で、どの年度からいただけるかになります。5年分をもらえなくても、4年分とか3年分をもらえることになります。ただし、中山間の集落協定は管理義務が5年縛りなので、2年目から協定に追加すると、最初から協定に入っている農地が5年経ち管理義務が終了しても、追加した農地は残り1年は管理してもらう必要がでできます。

議長

議案第4号につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第4号につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

■議案第5号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第5号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第5号につきましても、議案説明書に詳細は記載されていますが、まずは、通常の総会と同じように、読み上げさせていただきます。

事務局

1番

申出人	東京都	〇〇株式会社
土地所有者	下三谷	〇〇 〇〇
申出地	下三谷	畑
転用目的	無線基地局	

農地法施行規則第32条第16号の規定により認定電気通信事業者の中継施設の転用許可は不要になっていますが、農振除外の手続きは必要なため申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、

第1号要件 代替地が無い。

第2号要件 周辺農地への影響が無い。

第3号要件 担い手への影響も無い。

第4号要件 付帯施設への影響も無い。

第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準からの判断から
も当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

議案第5号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第5号につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第5号につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、7ページをお開きください。

第3

■報告第1号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第1号 「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

1番

譲渡人	東京都	〇〇	〇〇
	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
届出地	下吾川	畑	
転用目的	露天駐車場		
権利の種類等	所有権移転		

2番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	下吾川	株式会社	〇〇
届出地	米湊	田	外1筆
転用目的	分譲宅地		

権利の種類等 所有権移転

3番

譲渡人 米湊 ○○ ○○
譲受人 下吾川 株式会社 ○○
届出地 米湊 田
転用目的 分譲宅地
権利の種類等 所有権移転
以上です。

議長

報告第1号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

- ・役員会の開催について
事務局より説明有り

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 令和2年8月31日(月曜日) 午後1時30分伊予市役所4階大会議室を
開催予定としております。

以上で、第1回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第1回7月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時27分 閉会)